

長崎県建設工事電子入札実施要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第18条 略 (開札) 第19条 略 2～4 略 5 入札執行者等は、入札者のうち入札を無効とするものがあるときは、その者が提出した入札書は開封せずに登録するものとする。ただし、長崎県設計図書等有料頒布要領（平成22年3月10日21建企第701号）第10条により無効となったものを除く。 6 略 第20条～第31条 略	第1条～第18条 略 (開札) 第19条 略 2～4 略 5 入札執行者等は、入札者のうち入札を無効とするものがあるときは、その者が提出した入札書は開封せずに登録するものとする。 6 略 第20条～第31条 略